県道高陟田島線改築工事（長野工区：福島県南会津郡田島町大字長野字二階間々地内から同県同郡同町大字長野字落合道下地内まで）に関する事業認定理由

平成１５年９月１９日に福島県より申請のあった県道高陟田島線改築工事（長野工区：福島県南会津郡田島町大字長野字二階間々地内から同県同郡同町大字長野字落合道下地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する工事であり、土地収用法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、県道高陟田島線（以下「本路線」という。）における福島県南会津郡田島町大字長野字二階間々地内から同県同郡同町大字長野字長野地内までの延長１，２２０ｍの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、福島県は、同法第１５条の規定により本路線の道路管理者であることから、福島県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る現道の線形改良、幅員拡幅を目的とする、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第３種第３級の規格に基づく延長１，２２０ｍの２車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線は、一般国道１１８号との接続点を起点とし、一般国道１２１号との接続点を終点とする幹線道路であるとともに、福島県南会津郡下郷町及び同県同郡田島町を東南に結ぶ沿線地域住民に必要不可欠な生活道路である。

本件区間に係る現道は、車道幅員が狭く（最小車道幅員３．０ｍ）、見通しの悪い急カーブ（最小曲線半径２０ｍ）が連続しているとともに、歩道が未整備な状況にある。本件区間周辺には、大規模な砕石工場等があるため、大型車両の通行が多いことから、車両の安全かつ円滑な交通の確保と自転車及び歩行者の安全な通行の確保が急務となっている。

さらに、田島町は標高約５００ｍに位置し、冬期における降雪量が多く、積雪及び堆雪による車道幅員減少等により、車両、自転車及び歩行者の通行に支障をきたしている。

本件事業の施行により、車道幅員の確保及び見通しの悪い急カーブ箇所の改善、自転

車歩行者道の整備により、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び福島県環境影響評価条例（平成１０年条例第６４号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しない。

しかしながら、起業者は、ふくしまレッドリスト情報管理要領に基づき、本件事業地周辺において動植物調査を実施しており、いわゆる「レッドデータブック」（環境庁編集）において、絶滅危惧種とされている種が確認されたことから、本件事業による影響について検討する必要がある。

この点について、起業者は、工事による自然環境への影響を極力小さくする努力をし、環境保全に配慮した改築工事を行うこととしている。具体的には、工事期間中は粉塵飛散防止シートを使用し、粉塵の飛散防止に努めるとともに、建設機械については、排出ガス対策型建設機械を使用し、工事完成後に、環境保全対策として法面等の緑化を行うこととしている。

また、起業者は専門家立会のもと現地調査を実施し、本件事業による絶滅危惧種への影響は少ないとの専門家の意見を得ている。さらに、起業者は、本件事業の完成後においてもモニタリングを実施し、その結果を踏まえて適切な対応を図ることとしている。

史跡・文化財への影響については、埋蔵文化財包蔵地が本件事業地周辺に存することから、その存否について起業者が田島町教育委員会に確認調査を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は小さいものと認められる。

（３）代替案の検討について

本件区間における道路改築の手法としては、起点から人家の連坦している地区をバイパスにより現県道の南側に避けて西進し、町道上端宇石線及び町道長野左走線の町道敷を有効に利用し、その後、現県道に接続する本件事業の手法（現道南側バイパス案）（用地面積約２．２ヘクタール、移転家屋１０戸、事業費約８億円）のほか、①現道拡幅案、②現道北側バイパス案が考えられる。

①の現道拡幅案は、現県道敷を有効に活用する現道拡幅方式であり、用地面積は申請案と変わらないものの、移転家屋等が３２戸と多い。

また、住宅連坦地の中央を通るため日当たりが悪く、冬期間の凍結防止のため凍結防止剤散布の頻度が多くなり、除雪に関しては堆雪場所がないため、排雪の作業が必要となり、冬期の道路維持管理費が増大する。事業費についても、移転家屋等が多いため約１２億円を要し、本件事業の事業費に比べて大きくなる。

②現道北側バイパス案は、現県道の北側をバイパス方式により、ほ場整備済みの田園地帯を西進し、現県道に接続する方式であり、用地面積及び移転家屋戸数は申請案と変わらないものの、下河原地区ほ場整備事業区間を通過することにより、優良農地の面積が少なくなるなど、地域住民に与える影響が大きい。また、工事施工方法については、

農地のため盛土量が多くなり、事業費に約１０億円を要し、本件事業の事業費に比べて高額なものとなる。

したがって、本件区間における道路改築の手法については、地域への影響、経済性及び技術的観点からみて、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

（４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められるとともに、（３）で述べたように、本件事業の手法は、他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

本件区間に対応する現道が、車道幅員狭小で、歩道等が未設置であり、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしているとともに、主要幹線道路及び生活道路としての機能が著しく損なわれていることから、できるだけ早期に当該道路の機能の向上を図る必要がある。また、本件区間の存する田島町長から本件事業の早期完成要望がなされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき行われる切土工等の工事に必要な範囲であるものと認められる。

また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。